

議案第 68 号

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市印鑑条例の一部を改正する条例

桐生市印鑑条例(昭和50年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この号及び次号において「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第7項(公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により記録されているものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 68 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、所要の改正を行おうとするものです。